

2025年（令和7年）1月14日

大仙市議会 議長 古谷武美 殿

「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書

陳情者住所 秋田県秋田市山王6-2-7

陳情者氏名 秋田弁護士会

会長 石田英憲

陳情の趣旨

別紙「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を採択してください。

理由

人の人生において氏名はその人自身を表すものであり、人格の一部となっています。しかしながら、婚姻の際には、そういった氏名の氏（うじ）、姓を、どちらかが変えなければならないというのが日本の制度です。そして、姓を変えるのは約95%、ほとんどが女性の側となっています。これは、民法第750条が、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓を義務付けており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていないということによります。

しかし、冒頭に申し上げたとおり、氏名はその人の人格の一部となっているもので、自分の意思に反して変えることが強制されるようなものではないはずです。この点については最高裁判所も、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」（1988年2月16日最高裁判決）としており、このような判断からしても「氏名の変更を強制されない自由」は、人格権の重要な一内容として憲法第13条によって保障されています。とするならば、民法第750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制約しているのですから、憲法第13条に反すると言えます。

また、そもそも夫婦が同姓にならなければ婚姻できない、とすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制約するものであります。さらに言えば、夫婦別姓を希望する人は、自己の信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できないということになるのですから、そのような考えの人が婚姻



の効果を受受できないというのは、憲法14条1項に定める「法の下での平等」にも反するものであります。

一方、婚姻に関する憲法上の規定としては、第24条があります。

同条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」としております。これは、婚姻における両性の平等を定めるとともに、婚姻や家族に関する法律を作る際には、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨が反映されるべきものとしているのです。

しかしながら、現行法制度のもとでは、冒頭に述べましたとおり、新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が改姓しており、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものとなっています。また、先ほど指摘した、憲法13条の自己決定権の一つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第750条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第24条にも反するものです。

また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務付けている国は、日本のほかには見当たらないということです。この点は政府も国会答弁で認めています。

そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務付ける法制度は国際的にも批判がなされています。

国連女性差別撤廃委員会からは、本年10月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとる勧告がなされました。このような勧告は実にこれで四度目です。

そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、2022年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念が表明されました。

日本でのこれまでの法改正の試みとしては、1996年に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況です。なお、2015年12月16日の判決や2021年6月23日の決定で最高裁判所が民法第750条を合憲としてはおりますが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきです。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論

を促したもののなのです。

近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されています。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されています。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしています。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できません。

国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきです。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもあります。

以上の理由から、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと考えます。

そこで、別紙意見書を採択していただきたく陳情をいたしました。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

2025年（令和7年）●月●日

衆議院議長 ● ● ● ● 殿
参議院議長 ● ● ● ● 殿
内閣総理大臣 ● ● ● ● 殿
法務大臣 ● ● ● ● 殿
内閣官房長官 ● ● ● ● 殿

●● 議会
議長 ● ● ● ●

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約・自由権規約に反するものであるから、速やかに是正すべきである。

旧姓の通称使用を拡大しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難は避けられず、これまで名乗ってきた姓を婚姻後も名乗り続けたいとの希望が叶えられることはない。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはない。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではない。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものでもある。

よって、国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。